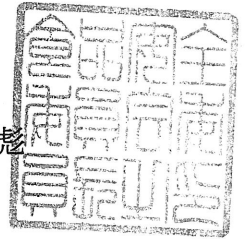




府食第1043号
平成20年10月2日

農林水産大臣
石破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

平成20年9月26日付け20消安第7039号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

高病原性鳥インフルエンザ対策については、感染の早期摘発及び淘汰の実施が基本であると考えており、現在の家畜防疫体制及び食鳥処理等の衛生対策を踏まえれば、我が国の現状において、鶏肉や鶏卵を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザが人に感染する可能性はないものとして、これまでに見解を示しているところである。

今回の改正は、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加するものであり、これまでにとられた方策に沿って現行の家畜防疫体制が強化されるものである。

食品を介した高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の健康へのリスクは、現状でも十分に低いと判断されるが、当該措置によって、一層のリスク低減につながることは自明である。

したがって、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加することについては、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。